

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 4 月 1 日

月 曜 日

号 外(3)

目 次

告 示

○水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

1

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第184号

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定について

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成25年 4 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

別表 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

| 水域 | 該当類型 | 達成期間 |
|-------------------------|------|------|
| 阿尾川（全域） | 生物B | イ |
| 余川川（全域） | 生物B | イ |
| 上庄川（全域） | 生物B | イ |
| 仏生寺川（湊川を含む全域） | 生物B | イ |
| 小矢部川上流（太美橋より上流） | 生物A | イ |
| 山田川上流（二ヶ渚（上原地内）えん堤より上流） | 生物A | イ |
| 山田川下流（二ヶ渚（上原地内）えん堤より下流） | 生物B | イ |
| 小矢部川中・下流（太美橋より下流） | 生物B | イ |

| | | |
|---------------|-----|---|
| 祖父川（全域） | 生物B | イ |
| 千保川（全域） | 生物B | イ |
| 庄川上流（雄神橋より上流） | 生物A | イ |
| 庄川下流（雄神橋より下流） | 生物B | イ |
| 和田川（全域） | 生物B | イ |
| 内川（全域） | 生物B | イ |
| 下条川（全域） | 生物B | イ |
| 新堀川（全域） | 生物B | イ |

- (注) 1 該当類型の欄中「生物A」及び「生物B」は、環境庁告示別表2の1の(1)のイの表の類型を示す。
- 2 達成期間の欄中「イ」は、「直ちに達成」を示す。
- 3 環境庁告示別表2の1の(1)のイの表の基準値のうち全垂鉛以外の項目の基準値は、当分の間適用しない。

(環境保全課)